

松川町広報紙制作・編集及び広報支援業務委託プロポーザル実施要領

1. 実施の目的

広報紙発行の目的は、町民一人ひとりに町の情報を確実に届けること、町民と行政の架け橋となり、町政への参画を促すことである。

当町では近年、情報量の増大や生活様式の多様化により、従来どおりの情報発信手法では、町民へ情報が等しく届いていないという課題を抱えている。課題解決のため、まずは現在別々に発行している広報紙「広報まつかわ」と「まつかわカレンダー／まつかわら版」を統合した新広報紙への一元化を図り、町民が自分に必要な情報を迷わず得られる環境を構築する。

加えて本業務では、広報のプロフェッショナルによる伴走型支援を不可欠な要素として位置づける。受託者は単なる制作代行者ではなく、町の情報発信のあり方を共に練り上げるパートナーとして、制作体制の効率化や、時代の変化や町民のニーズに応じた情報発信手法の改善を能動的に主導し、持続可能かつ効果的な広報体制を構築する提案を求める。

2. 業務概要

(1) 業務名

松川町広報紙制作・編集及び広報支援業務

(2) 内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

ア 本業務の契約期間は、令和8年10月1日から令和9年9月30日までとする。

イ 本契約については、契約期間が満了するごとに、本実施要領7（3）に定める審査項目及び審査基準に基づき業務の実施状況等を評価するものとする。

ウ 前号の評価結果が町の定める基準を満たす場合に限り、1年を単位として随意契約により契約を更新することができるものとする。なお、契約期間は最大で令和11年9月30日までとする。

(4) 予算概要

委託の上限は、月額 592,900 円（消費税含む）

3. 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、企画提案書等の提出日において、以下のすべての要件を満たす者とする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者。

- (2) 松川町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 88 号）に規定する暴力団又は暴力団員でない者。
- (3) 税の未納がない者（法人は代表者を含む）。又は滞納していない者。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でない者。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でない者。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でない者。
- (7) 特定債務等の調整の促進のための調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でない者。
- (8) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

4. 選定に係る日程（予定）（いずれも、令和 8（2026）年）

・プロポーザル告示、募集要領の公表	6 月 12 日（金）	町ホームページに掲載
・参加表明書提出期限	6 月 26 日（金）	17 時（必着）
・質問書の提出締め切り	6 月 30 日（火）	17 時（必着）
・企画提案書等提出期限	7 月 16 日（木）	17 時（必着）
・提案書の審査（プレゼンテーション）	7 月 23 日（木）	
・審査結果の通知日	7 月 30 日（木）	
・委託契約の締結日	10 月 1 日（木）	

5. 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第 2 号）に記入し、電子メールにて提出。

(2) 提出期限

令和 8 年 6 月 30 日（火）17 時

(3) 提出先

本実施要領 11 のとおり

(4) 回答方法

質問者へ電子メールによる回答及び町ホームページに掲載する。

6. 提出書類について

(1) 提出書類一覧

必要書類は町ホームページから入手、又はまちづくり政策課窓口で受領（紙ベース）す

ること。

No	提出書類	留意事項	様式
①	プロポーザル参加表明書	提案者の氏名・住所等を記載すること。	様式第1号
②	企画提案書	別紙「提案課題」の1～3 についての企画提案を求める。「提案課題」に従って作成し、提出すること。	任意
③	参考見積書	本業務はページ単価契約とする。ページ単価（編集・制作等の諸経費を含む）を明示すること。また、仕様書に基づいた月間委託料（税込み）を算出し、その内訳書を添付すること。	任意
④	業務実施体制調書	本業務を実施する体制を記載すること。	様式第3号
⑤	業務実績調書	本業務に類似する業務の実績を明記すること。また、実績の見本を添付すること。	様式第4号
⑥	団体の概要書 （企業概要など）	業務内容、団体（または企業）の特色を必ず明記すること。	様式第5号
⑦	上記②～⑥の電子データ	②～⑥の電子データをPDFで提出すること。	

(2) 提出期限

・プロポーザル参加表明書 (①) 令和8年6月26日(金) 17時(必着)

・企画提案書等 (②～⑦) 令和8年7月16日(木) 17時(必着)

※プロポーザル参加表明書の提出がなかった場合、プロポーザル参加の意思がないものとみなす。

※提出書類の不足又は期限内に到着しない場合は、応募(参加)を無効とする。

※提出書類の分割提出は認めない。

(3) 提出先

本実施要領11のとおり

(4) 提出部数

正本1部 副本10部 合計11部 ※⑦を除く

7. 選考方法

(1) 審査方法

ア 町職員、町議会議員、外部有識者(デザイン・広報専門家等)で構成する審査委員会により実施要領第7(3)の審査基準に基づいて審査を行い、受託候補者を選定する。ただし、最高点の者が複数名出た場合は、提案金額が安価な者を受託候補者を選定し、提案金額も同一であった場合には、審査委員会の合議によってこれを決定するものとする。

イ 特別な理由がない場合は受託候補者と契約交渉を行うものとする。ただし、その者

と合意に至らなかった場合は、評価点が高い者から順に交渉を行う。なお、評価点
が同点であった場合には本実施要領6（1）①の提出受付順が早い者を優先して交
渉順位とする。

- ウ 参加事業者が5者以上の場合は、提出された企画提案書等により事前審査を行い、
上位4者を選定する。その場合は、電子メールにより書類審査の実施及び審査結
果、プレゼンテーションの実施日程等を通知する。
- エ 参加事業者が1者のみの場合は書類審査を行い、プレゼンテーションの実施は省略
することが出来るものとする。その際、評価点の合計が全体の6割未満である場合
は受託候補者とししないこととする。

(2) プレゼンテーションの実施

事前に提出された企画提案書等に基づき、プレゼンテーションを以下のとおり実施す
る。

ア 開催日時・場所

日時 令和8年7月23日（木）

※参加者ごとの参集時間については、別途個別に通知する。

場所 松川町役場 2階 協議会室（長野県下伊那郡松川町元大島 3823 番地）

イ 提案内容の説明

参加者の企画提案内容のプレゼンテーション： 15分以内

審査委員による質疑応答： 10分程度

ウ 出席者

3名以内（ただし、業務実施における責任者は必ず出席すること）

エ その他

- ・企画提案の際に、プロジェクターを使用する場合、パソコンは参加者が用意するこ
と。
- ・スクリーン及びプロジェクター、HDMIケーブルは町が用意する。
- ・都合により、プレゼンテーションの実施日程等の変更を行う場合がある。

(3) 審査項目・基準

	審査項目	審査基準	配点
1	業務目的への理解	業務目的に寄与する提案がなされているか。	20
2	業務実施体制	本業務を円滑に遂行するための、契約期間中の業務遂行が可 能な経営基盤及び業務遂行体制を有し、企画提案を円滑に進 める上で必要な技術や経験等を持つ人材を確保できている か。	10
3	業務実績	過去5年以内に、国または地方公共団体における広報誌制作 業務、またはそれに準ずる編集・広報業務の受託実績がある	10

		か。	
4	企画・編集力	生原稿や素材提供のみの段階から、読者視点での企画構成・レイアウト構築を自律的に行い、完成度の高い校正案を提示できるか。	20
5	提案内容	記事のテーマ及びターゲットを的確に把握し、デザインや各要素の配置など、読者の興味を引き、読んでもらえる工夫が凝らされたうえで、読者が必要な情報を探しやすい・読みやすい紙面となっているか	10
6	持続可能な運営に向けた工夫	広告掲載や民間連携などを通じ、広報紙の制作・発行に係るコストを補填する、あるいは読者にとって価値ある情報として還元するための、紙面の品位を損なわない具体的かつ効果的な広告運用・収益化モデルが提案されているか。	10
7	広報の伴走支援能力及び情報到達施策の具体性	単なる制作受託にとどまらず、町の課題である「情報が住民へ等しく行き届かない現状」を深く分析し、町職員と連携・対話しながら、「住民へ届けるための仕組み作り」を能動的に支援する体制と具体的な手法が提案されているか。	10
8	業務コスト	必要経費の内容は妥当か。	10

8. 審査結果の通知方法および通知時期等

(1) 審査結果の通知

ア 通知方法：審査を受けた者全員に対して審査結果通知書(様式第6号)により通知する。

イ 通知時期：令和8年7月30日(木)

(2) 審査結果の公表

町ホームページに掲載

9. 提案者の失格事項

次のいずれかに当てはまる場合は応募を無効または失格とする。

- ア 「3.参加要件」で規定する要件に抵触するに至った場合
- イ 審査委員への直接の連絡等、審査に関して不当な働きかけがあった場合
- ウ 企画提案書等において虚偽の記載があった場合
- エ 提出期限内に提出先に企画提案書等の提出がない場合
- オ プレゼンテーション審査に遅刻・欠席した場合
- カ 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- キ 正常な提案の執行の妨害等の行為があった場合

- ク 法令並びに町の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- ケ 審査の公平性を害する行為があった場合
- コ 前各号の定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

10. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費（企画提案書等の作成及び提出に関する費用等）は、提案者の負担とする。
- (2) 審査委員会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は受け付けない。
- (3) 質問書の締め切り以降、業務に係る質問は受け付けない。
- (4) 提出書類等の著作権は提案者に属するが、審査等において必要な範囲で複製を作成する場合がある。
- (5) 提出された書類等は、提案者の技術的ノウハウを含む機密に係る事項（個人情報含む）を除いては、情報の公開を行う場合がある。
- (6) 提出された書類の返却、訂正、差し替え及び再提出には応じない。
- (7) 提出書類に記載された受託事務の担当者等は、町がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (8) 本プロポーザルの応募（参加）を取り下げる場合は、速やかに実施要領 11 に記載の担当部署まで連絡するとともに、参加辞退届（様式第 7 号）を文書で提出すること。

11. 担当部署名及び連絡先

担 当：松川町役場 まちづくり政策課企画調整係

住 所：〒399-3303 長野県下伊那郡松川町元大島3823番地

電 話：0265-36-7014（直通）

ファクシミリ：0265-36-5091

メール：seisaku@town.matsukawa.lg.jp